

# 訪問介護ステーション Lian-Pv 運営規程

## 第 1 条(目的)

本事業所は、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、心身の状況や生活環境等を踏まえた適切な訪問介護サービスを提供し、利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

## 第 2 条(事業所の名称及び所在地)

- 事業所の名称: 訪問介護ステーション Lian-Pv
- 所在地: 山口県岩国市中津町 2-24-16

## 第 3 条(運営方針)

- 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供する。
- 関係機関と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 苦情・相談には誠意をもって対応し、サービスの質の向上を図る。

## 第 4 条(従業者の職種、員数及び職務内容)

職種	員数	職務内容
管理者	1 名(常勤)	事業所の運営及び管理全般
サービス提供責任者	1 名(管理者兼務)	訪問介護計画の作成、ヘルパーの指導・調整
訪問介護員(ホームヘルパー)	2名(常勤)2名(非常勤)	利用者宅における身体介護・生活援助等

## 第 5 条(営業日及び営業時間)

事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日 ただし、祝日、12 月 31 日から 1 月 3 日までを除く
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

## サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	日曜日から土曜日
サービス提供時間	午前 7 時 30 分から午後 21 時 00 分

※緊急時はこの限りではない

※訪問介護に係るサービスについては、午後 5 時 30 分以降翌朝 8 時 30 分までオンコール対応体制を整備し、緊急時に備える。

---

## 第 6 条(サービス内容および利用料金)

### 1. 提供するサービス:

- (1)身体介護:入浴介助、排泄介助、食事介助、更衣介助、移乗・移動介助、服薬介助 など
- (2)生活援助:掃除、洗濯、調理、日用品の買い物 など
- (3)通院等乗降介助:通院等のための乗降介助、病院内外での移動・受診手続きの補助 など

### 2. 利用料金:介護保険法に基づく基準額に準じる

### 3. その他:自費サービス等は別途契約により提供可能

---

## 第 7 条(通常の事業の実施地域)

旧岩国市内及び、玖珂、周東、由宇、和木町(離島を除く)、他市町村は要相談とする。

---

## 第 8 条(非常災害時等の対応)

地震・風水害等の非常災害時には、速やかに職員及び利用者の安全を確保し、必要に応じて訪問を中止または変更する。

連絡体制、避難先等については別途マニュアルに定める。

---

## 第 9 条(虐待防止の措置)

全従業員は虐待防止研修を受講し、日常業務において人権尊重の意識を徹底する。

虐待の疑いがある場合は速やかに上長・行政機関に報告し、再発防止に取り組む。

---

## 第 10 条(苦情処理体制)

田嶋圭佑(相談・苦情担当)を中心に、常設の相談窓口を設け、迅速な対応に努める。  
相談記録は保存し、サービス改善に反映する。

---

## 第 11 条(その他運営に関する重要事項)

個人情報の保護については、別途定める個人情報保護規程に基づき厳重に管理する。  
本規程は必要に応じて見直しを行い、サービスの質の向上を図る。

---

## 第 12 条 (緊急時の対応方法について)

サービス提供中に利用者の病状に急変が生じた場合サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡する。

---